

熱海市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月1日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第24号

熱海市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 会計年度任用職員には給与として、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当（以下「諸手当」と総称する。）を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、熱海市職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第14号。以下「給与条例」という。）別表第1に定める給料表の2級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内において、規則で定める。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、一般職に属する常勤の職員（以下「一般職常勤職員」という。）の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の諸手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の諸手当は、一般職常勤職員の例により支給する。

2 任期が6月未満の者（一般職常勤職員との権衡を考慮し、期末手当を支給する必要があると認められる者として規則で定める者を除く。第10条第2項において同じ。）には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、休暇により勤務しない場合の給与の減額については、規則で定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の休職者の給与）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与は、給与条例第11条の2第1項から第3項までに規定する場合を除き、一般職常勤職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第8条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、月額、日額又は時間額で定める。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び初任給調整手当の合計額（以下「基準月額」という。）に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

5 第2項から前項までの規定により得た報酬の額に、1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数が生じたときにあってはこれを切り捨てた額とし、50銭以上1円未満の端数が生じたときにあってはこれを切り上げた額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬）

第9条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第10条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、一般職常勤職員の例に準じ規則

で定める額とする。

- 2 任期が6月未満の者及び規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の給与の減額については、一般職常勤職員の例に準じ規則で定めるところにより支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休暇により勤務しない場合の給与の減額については、規則で定めるところによる。

(パートタイム会計年度任用職員の休職者の給与)

第12条 パートタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与は、給与条例第11条の2第1項から第3項までに規定する場合を除き、一般職常勤職員の例に準じ規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第13条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合及び公務のため旅行した場合には、それらの費用を弁償する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額は、一般職常勤職員の通勤手当及び旅費の例に準じ規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第15条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、全国的に統一して定められた基準に基づき給与を支給する必要がある会計年度任用職員の給与について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第16条 給与条例第22条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。